令和5年5月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和5年5月11日(木) 午前9時30分

2 出席委員

新 倉 聡 教育長

荒 川 由美子 委 員(教育長職務代理者)

澤田真弓委員

川邊幹男委員

元 木 誠 委員

3 出席説明員

教育総務部長 古谷久乃 教育総務部総務課長 藤博昭 加 教育総務部教育政策課長 田達也 飯 教育総務部生涯学習課長 枾 原美奈 教育総務部教職員課長 筒 井 宣行 教育総務部学校管理課長 見, 裕 学校教育部長 Ш 上 誠 学校教育部教育指導課長 鈴 木 史 洋 学校教育部支援教育課長 小 谷 亜 弓 学校教育部保健体育課長 生 小 田 耕 学校教育部学校食育課長 大 髙 橋 学校教育部教育情報担当課長 矢 歩 本 中央図書館長 山 田智子 博物館運営課長 北 山 剛 教育研究所長 梅谷尚子

4 傍聴人 1名

- 5 議題及び議事の大要
- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に澤田委員を指名した。
- 日程第1 議案第18号、日程第2 議案第19号及び日程第3 議案第20号 については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」 をもって秘密会とすることを決定。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、初めに、4月定例会から本日までの間の所管事項について報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告資料をご参照いただければと思います。

議会関係ですけれども、4月23日に統一地方選挙が行われまして、4年に1回の議員の改選が行われたところでございます。5月2日からが任期になっておりますので、5月8日に全ての議員がお集まりいただいた議員総会がまず開催をされたところです。部長以上の理事者が各議員とのご挨拶をさせていただいたところです。

この後、5月16日になりますけれども、招集議会が開かれまして、議長、副議 長等、議会役員人事がそこで決定される予定となっているところです。

教育委員会関係の行事としましては、4月26日に年度当初の市立学校長会議 を開催させていただきました。

あわせて、昨日ですが、全市立学校と教育委員会の合同防災訓練を通信訓練という形でさせていただいたところです。そのような中、今朝、震度5強という地震があって、学校施設に対して大変心配するところですが、現時点での被害報告等は上がっていないところになっております。

(質問なし)

日程第4 議案第21号『教育長の臨時代理による事務の承認について(教育 委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等 施行取扱規則制定)』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第21号『教育長の臨時代理による事務の承認について(教育委員会の所管 に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則制定)』についてご説明いた します。

教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則を教育 長の臨時代理にて制定させていただきましたので、本日、本議題の承認をお願い するものでございます。

それでは、規則の概要についてご説明いたします。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、横須賀市個人情報保護条例が廃止され、横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例が施行されました。それに伴い、市長部局においては、個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則及び保有個人情報等の安全管理措置に関する規則が制定されました。

教育委員会におきましても同様の運用とするため、市長部局の規則の例によるとする規則を制定いたします。また、附則にて、現行の規則である教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則を廃止いたします。

以上で、議案第21号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(新倉教育長)

これは確認なのですけれども、もともと個人情報の保護に関しては、国が法律をつくる前に、横須賀市としては独自の条例施行をしていた。その運用を図ってきたのだけれども、国が制定した個人情報の保護の詳細な部分がなかなか定まっていなかったのですが、それを国が新たに定めたことによって、本市がわざわざ条例施行規則を持っている必要がなくなったので廃止をするのだという考え方でよろしいですか。

(総務課長)

教育長がおっしゃるとおりでございます。

今まで、各自治体が条例を設置して規定していた内容が、国の法律で規定されるようになりましたので、今回、改正する内容でございます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第21号は、「総員挙手」をもって、 原案どおり可決・確定する。

○ 教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『教育研究所公用車事故に係る損害賠償について』

(教育情報担当課長)

報告(1)教育研究所公用車事故に係る損害賠償について、教育情報担当から、 昨年度に発生した公用車事故に係る損害賠償についてご報告します。

資料をご覧ください。

事故の概要は、令和4年12月12日、京急久里浜駅付近で教育研究所所有の公用 車が直進での走行中、左折レーンを走行していた相手方車両の右側面に接触し ました。

被害については、物的被害が相手方のみに生じました。

この件については、過失割合50%として、4万8,475円の損害賠償を行う示談が成立し、本市が委託する災害共済会から支払いを完了しています。

今回の事故を教訓に、今後は前後左右の車間距離にゆとりを持った運転を心がけるなど、全職員への事故防止啓発に努めてまいります。

また、当該職員については、今後の交通安全研修を受講させ、安全運転の心構えを再認識させてまいります。

ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

以上、教育情報担当からの報告です。

(質問なし)

報告事項(2)『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応につい て』

(保健体育課長)

それでは、新型コロナウイルス感染症に係る市立学校等の対応についてご報告いたします。

資料をご覧ください。

初めに、1、市立学校における新型コロナウイルス感染症陽性者についてです。

(1)は、令和5年1月以降の療養期間中の陽性者数を月別に集計し、グラフにしたものとなります。

児童・生徒、教職員を合わせた数は、1月が3,907名、2月が1,757名、3月が200名、4月が142名と減少し、特に3月から4月及び5月2日の時点までにおい

て、療養期間中の陽性者数の人数はほぼ落ち着いている状況でございます。 次に、(2)の表をご覧ください。

これは、令和5年1月以降、臨時休業等の措置を実施した学校数を集計したものとなります。

療養期間中の陽性者数の推移と同様に、1月に9校、2月に2校の学級閉鎖を 実施した後、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等の措置はありません でした。

次に、2、5月8日以降の感染予防対策に係る対応についてです。

4月28日付で国の衛生管理マニュアルが改訂されたことを受けまして、市立学校に対し、5月8日以降の対応につきまして、横須賀市立学校の教育活動における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(2023.5.8版)を作成し、通知いたしました。

同マニュアルにおいて、5月8日以降は従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することを基本としています。その上で、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じながら教育活動を行っていきます。

なお、子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、資料 (1) から (6) までの取組をお願いしています。

特に、(2)は、地域や学校内での感染の流行が見られないときには通常の教育活動を行うこと。地域や学校内に感染拡大が見られる場合には、季節性インフルエンザ同様に活動場面に応じた対策を講じること。

(5)では、児童・生徒等の感染が判明した場合は、発症した後5日を経過し、 かつ症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止とすることなど、これまで の対応との変更点等についても記載し、今後の学校運営について、基本的な感染 対策を講じながら、通常の教育活動を実施してまいります。

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症に係る対応について、これまで3年余りに及んだ感染症との闘いに一つの節目を迎えることになります。この間、様々な制約の中で、学校現場においても工夫を凝らしながら感染拡大防止と学校教育活動の継続の両立に取り組んでいただきました。各学校関係者の皆様に改めて感謝を申し上げるとともに、本定例会での「新型コロナウイルス感染症に係る市立学校等の対応についての報告」について、今回の報告をもちまして終了とさせていただきます。

以上で報告を終わります。

(川邉委員)

この感染流行時であるとか、感染拡大が見られた場合という言葉が使われて

いますけれども、これは具体的にどういう状況、人数的なものを見ているのか、どういう状況になったらこういうふうにどの程度の中で使うのでしょうか。

(保健体育課長)

季節性のインフルエンザと同様の対応を講じるということで示してありますので、そこと照らし合わせますと、各学校、クラスの教室の様子にも若干差異はあるのですが、クラス内、およそですが、20%を目安にインフルエンザ等の欠席者がいる場合、コロナも含めてですが、出席停止等、または学級閉鎖措置を講じてまいるということでございます。

(元木委員)

先ほどあった対策の中の(5)のところで、感染が判明した場合についてなのですが、発熱時についての登校の制限等については、どのような形で対応する予定でしょうか。

あるいは、判明したかしないかではなくて、発熱が何度以上だった場合は出席 しないようにというような指導はする予定でしょうか。

(保健体育課長)

まず、インフルエンザと同様に熱が見られる場合、コロナの場合はおよそですが37.5度というところを目安にお知らせはさせていただいたところですが、まずは医療機関にかかっていただく。そこでインフルエンザなのか、コロナウイルスなのか、またそれとは別の感染症、または風邪等に係る医師の診断をいただいて、そこで判断いただく。ただ、やはり体調が悪い場合には欠席してくださいとお願いするという形になります。ご承知おきください。

報告事項(3)『行事等の結果について』

ア 令和5年度横須賀市中学校総合体育大会の結果について

(保健体育課長)

令和5年度横須賀市中学校総合体育大会についてご報告いたします。

この大会は、市内公立中学校と横須賀学院中学校の代表生徒が参加し、14種目で競い合う年に1度の総合体育大会であります。

競技大会に先駆けて行われる総合開会式は、令和元年度以来4年ぶりに参加 生徒や保護者観覧の制限をせずに、4月15日土曜日、総合体育会館のメインアリ ーナで行いました。 各競技大会においても、各種目で多くの保護者や関係の方々に応援をいただきながら熱戦を繰り広げました。幸い好天にも恵まれまして、予定どおりの日程で進行し、大きな事故や混乱もなく、5月6日の陸上競技の部の12種目までほぼ順調に大会が終了しましたことをご報告いたします。

また、本年度の各競技へのエントリー者数は、駅伝競技を除く総数で3,233名となっております。

競技結果につきましては、資料にお示ししたとおりでございます。

委員の皆様には、総合開会式の出席を併せご支援、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

なお、残りの2種目について、水泳競技は8月20日日曜日、不入斗中学校、駅 伝競走は10月14日土曜日、馬堀海岸コースで開催予定でございます。

報告は以上です。

(新倉教育長)

生徒数がどんどん減少している中で、単独でチームをつくることができなくなってきます。そうした際に、例えば今回もありますけれども、ほかの学校との連合チームというか、それがつくられることになるのですが、この連合チームがつくられる際の基準とかって何かあるのですか。

極論的に、例えば隣接しているから活動もしやすいという部分もあるなと思う一方で、ソフトボールの女子のように、常葉中学校と野比中学校というふうに、かなり距離的にも離れている学校が連合チームをつくることというのはなかなか難しいのかなと思うのですけれども、何かその辺のつくるための基準というか、どういう経緯でつくられたのかなというところが分かれば教えてほしいです。

(保健体育課長)

基準というものは今現在、特にお示しするものはないというふうに理解して おります。

ただ、今、例に挙げていただいたソフトボール女子のところで申しますと、参加チームがやはり大分少ない現状があります。例えば大津中学校、武山中学校は単独のチームを組める状況ですが、常葉中学校、野比中学校についてはなかなか、距離的な部分はあるのですが、遠い中、連合チームを組んで出場せざるを得ないという状況かというふうに察せられます。今後、生徒数の減少にかかる課題に対応し、連合チームの出場についての基準等を考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

(新倉教育長)

心配しているのは、通常の部活動というのが平日には行えなくなってきますよね。つまり、常葉中学校から野比中学校まで行く、あるいは野比中学校から常葉中学校まで毎日通うとかいうことができなくなってくるだろう。そうすると、必然的に平日の部活動ではなく、休日の部活動になってきているということなのかなというふうに考えているのですが、特にサッカーなんかの場合には男子チームがあるのだけれども、公郷中学校とか鷹取中学校、馬堀中学校と、本当に飛び飛びのところが1つの連合チームをつくるということになると、どこでいつ練習するのかなというところがもし分かれば教えてほしいです。

(保健体育課長)

詳細については少し存じ上げない部分があるのですが、恐らく平日は各学校で、休日、土曜日に集合して練習しているのではないかと推察します。部活動の在り方検討委員会でも大きな課題であると捉えていますので、今後、平日の部活動及び土日の部活動の在り方についても検討してまいりたいというふうに考えております。

(澤田委員)

今の教育長のお話とも関連するのですけれども、やはり連合チームをつくるということで、では、やりたいという思いの子が手を挙げればできるのかどうかというようなところも含めて、今後、検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第1 議案第18号から日程第3 議案第20号については、人事案件のため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻 令和5年5月11日(木) 午前10時17分

横須賀市教育委員会 教育長 新 倉 聡